

## 令和6年度 ひょうごインスペクション実施支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「令和6年度まちづくり部補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)第22条第1項の規定に基づき、ひょうごインスペクション実施支援事業(以下「本事業」という。)の適正な実施に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 新築住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新築住宅をいう。

#### (2) 既存住宅

新築住宅以外の一戸建ての住宅をいう。

#### (3) 住宅瑕疵担保責任保険法人

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条第1項に基づいて、国土交通省の指定を受けた法人をいう。

#### (4) インスペクションを実施することができる事業者等

ひょうご住まいづくり協議会が定めるひょうごあんしん既存住宅表示制度要綱(以下「制度要綱」という。)第2条第5号に規定する登録検査法人、住宅瑕疵担保責任保険法人及びこれらの事業者によるインスペクションを仲介する者(売買を検討している個人から、本事業により値下げした適正な額を徴収する者に限る。ただし、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下「宅地建物取引業者」という。)を除く。)をいう。

#### (5) 買取再販住宅

宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、必要に応じて改修工事を行った後に個人に販売する住宅をいう。

#### (6) インスペクションに要する経費

インスペクション(当初のインスペクションが補助事業の対象となる既存住宅の再検査を含む。)の実施及び当該インスペクションに伴う結果報告書の作成に要する費用をいう。

#### (7) 既存住宅売買瑕疵保険

住宅瑕疵担保責任保険法人が付保する既存住宅の売買契約に関する瑕疵担保責任保険をいう。

### (対象住宅)

第3条 補助事業の対象は次のいずれにも該当する既存住宅とする。

#### (1) 売買を予定しているもの

(2) 店舗等併用住宅にあっては、床面積の過半が居住の用に供されているもの

(3) インスペクションを依頼する者が事業者である買取再販住宅にあっては、次のいずれの条件も満たすもの

ア 保険期間が5年間の既存住宅売買瑕疵保険に加入する見込みであるもの

イ 補助事業が完了するまでに、制度要綱第7条の2第4項の規定に基づく適合通知書の交付を受けられるもの

(実績報告)

第4条 要綱第11条に掲げる書類は、要綱で別に定める事項として規定するもののほか、次の各号に定める書類とする。

(1) 申請者がインスペクションを依頼する者で、かつ事業者の場合

ア 実施したインスペクションの検査項目及びその結果並びにインスペクションを実施した法人を確認できる書類

イ 保険期間が5年間の既存住宅売買瑕疵保険の加入に向けたインスペクションを実施したことが確認できる書類

ウ 制度要綱第7条の2第4項の規定に基づく適合通知書の写し

(2) 申請者がインスペクションを依頼する者で、かつ事業者以外の場合

ア 前号アに定める書類

イ インスペクションの検査実施者を確認できる書類

(本事業以外の助成制度を併用した場合における補助対象経費)

第5条 交付申請者は、本事業以外の補助制度（空家活用特区総合支援事業（空き家活用のための建物状況調査助成に限る。）を除く。）を併せて申請する場合にあっては、補助対象経費から併用する補助事業の補助対象経費を控除して申請しなければならない。

(補助を受けた者の役割)

第6条 補助を受けた者は、本事業を県民に周知するため、知事、市町長又は報道機関等から取材の依頼等があった場合には、協力するよう努めなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるものほか、本事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月10日から施行する。